

## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称(製品名): スピーティグ F  
供給者の会社名称: 株式会社 タセト  
住所: 〒251-0014 神奈川県藤沢市宮前 100-1  
担当部門: 化学品技術グループ  
電話番号: 0466-29-5638  
FAX番号: 0466-29-5630  
緊急連絡先及び電話番号: 同上  
推奨用途及び使用上の制限: TIG溶接用 深溶け込み剤

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類

物理化学的危険性:	引火性液体	区分2
健康有害性:	急性毒性(経口)	区分に該当しない
	急性毒性(経皮)	分類できない
	急性毒性(吸入: 気体)	区分に該当しない(分類対象外)
	急性毒性(吸入: 蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入: 粉じん及びミスト)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	区分に該当しない
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	区分1A
	生殖毒性・授乳に対する 又は授乳を介した影響	分類できない
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分3(麻酔作用) 区分1(肝臓)
		区分2(中枢神経系、呼吸器系、腎臓)
環境有害性:	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期 (急性)	分類できない
	水生環境有害性 長期 (慢性)	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない

## GHSラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

引火性の高い液体及び蒸気  
強い眼刺激  
発がんのおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
呼吸器系の障害のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ  
長期的にわたる、又は反復ばく露による臓器(肝臓)の障害  
長期的にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、呼吸器系、腎臓)の障害のおそれ

注意書き:

【安全対策】

使用前に取扱説明書(カタログ等)を入手すること。  
全ての安全注意(本SDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地しアースをとること。  
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する措置を講ずること。  
 粉じん／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後は手をよく洗うこと。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

**【応急措置】** 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。  
 皮膚に付着した場合：多量の水／石鹸で洗うこと。  
 皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
 皮膚を水又はシャワーで洗うこと。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 火災の場合：消火するために有効な消火剤を使用すること。

**【保管】** 子供の手の届かないところに置くこと。  
 容器を密閉して、涼しく換気の良い場所で保管すること。

**【廃棄】** 内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って産業廃棄物として処理すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 混合物  
 成分及び含有量：

化学名（一般名）	濃度 (wt%)	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	PRTR法 <sup>1)</sup> 管理番号
エタノール <sup>II)</sup>	55～65	64-17-5	(2)-202	非該当
n-プロピルアルコール <sup>II)</sup>	1～5	71-23-8	(2)-207	非該当
クロム及び三価クロム化合物 <sup>II)</sup>	17	1308-38-9	(1)-284	87
酸化チタン(IV) <sup>II)</sup>	5～15	13463-67-7	(1)-558	非該当
酸化鉄 <sup>II)</sup>	5～10	1309-37-1	(1)-357	非該当
結晶質シリカ <sup>II)</sup>	1～5	14808-60-7	(1)-548	非該当
添加剤	<1	非公開	非公開	非該当
ジエタノールアミン <sup>II)</sup>	<1	111-42-2	(2)-302 (2)-354	(626)

危険有害成分：

I) 化学物質排出把握管理促進法  
 II) 労働安全衛生法 57条の2

該当 1成分

通知対象物質： エタノール(政令番号61)  
 クロム及びその化合物(政令番号142)  
 酸化チタン(IV)(政令番号191)  
 酸化鉄(政令番号192)  
 ジエタノールアミン(政令番号219)  
 プロピルアルコール(政令番号494)

### 4. 応急措置

吸入した場合： 新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合： 直ちに、全ての汚染された衣類を脱ぎ取り去ること。  
 適温の穏やかな流水により、15分以上洗浄する。  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを求めること。  
 脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。

眼に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して、その後も洗浄を続けること。

	この製品が眼に入った場合、一刻も早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。不十分であると不可逆的な目の損傷を生じるおそれがある。
飲み込んだ場合:	眼の刺激が続く場合は、医師の診察、手当てを受けること。 速やかに口をすすぎ、吐かせないこと。 直ちに医師の診察、手当てを受けること。
急性症状及び遅発性症状 の最も重要な徴候症状:	吸入した場合: 咳、めまい、頭痛、眠気、陶酔状態、意識喪失、呼吸停止、麻酔作用。 皮膚に付着した場合: 刺激、水疱、乾燥、灼熱感。 眼に入った場合: 刺激、発赤、痛み。 飲み込んだ場合: 胃痙攣、吐き気、嘔吐。 他の症状については「吸入」参照。
応急措置をする者の保護に必要な 注意事項:	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。 火気に注意する。
医師に対する特別な注意事項:	安静に保ち、医学的な経過観察が必要である。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤:	水噴射・噴霧、粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、炭酸ガス
使ってはならない消火剤:	棒状注水
火災時の特有の危険有害性:	極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火炎によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険性がある。
特有の消火方法:	大規模火災の場合には、耐アルコール性の泡消火剤を用いて空気を遮断する。 危険でなければ火炎区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火活動を行う者の特別な保護具 及び予防措置:	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置:	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 漏洩区域には、無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な保護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所は換気する。
環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 環境中に放出してはならない。
封じ込め、浄化の方法及び機材:	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 危険でなければ漏れを止める。 漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。
二次災害の防止策:	全ての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。 熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。
局所排気・全体換気: 安全取扱注意事項:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

		<p>周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。          容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取扱いをしてはならない。          接触、吸入又は飲み込まないこと。          眼に入れてはならない。          粉じん、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。          屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。</p>
接触回避:		「10. 安定性及び反応性」を参照
衛生対策:		<p>取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。          この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。          濡れた衣類は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。          保護具は保護具点検表により、定期的に点検する。</p>
保管	技術的対策:	<p>保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。          保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。          保管場所の床は、床面に水が浸入、又は浸透しない構造とすること。          保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。          保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。</p>
	安全な保管条件:	<p>熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。          酸化剤から離して保管する。          容器は直射日光や火気を避けること。          容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>
	安全な容器包装材料:	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	設定されていない		
許容濃度(ばく露限界値)			
	日本産業衛生学会(2021年版):	0.5 mg/m <sup>3</sup> 0.03 mg/m <sup>3</sup> 1 mg/m <sup>3</sup> : 吸入性粉塵、4 mg/m <sup>3</sup> : 総粉塵	クロム及び三価クロム化合物(Crとして) 吸入性結晶質シリカ 酸化チタン(IV)、酸化鉄 (第2種粉塵)
	ACGIH(2021年版):	TLV-STEL 1,000 ppm TLV-TWA 100 ppm TLV-TWA 1 mg/m <sup>3</sup> (IFV) TLV-TWA 0.5 mg/m <sup>3</sup> TLV-TWA 10 mg/m <sup>3</sup> TLV-TWA 5 mg/m <sup>3</sup> (R) TLV-TWA 0.025 mg/m <sup>3</sup> (R)	エタノール n-プロピルアルコール ジエタノールアミン クロム及び三価クロム化合物(Crとして) 酸化チタン(IV) 酸化鉄 結晶質シリカ
設備対策:	<p>防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。          静電気放電に対する措置を講ずること。          この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。          室内での取扱いの場合は、発散源の密閉化又は局所排気装置を設置すること。          空気中の濃度を推奨された許容濃度(ばく露限度)以下に保つために、排気用の換気を行うこと。</p>		
保護具	呼吸用保護具:	適切な呼吸器保護具を着用する。防じん機能付き有機ガス用防毒マスク、必要に応じて送気マスク、空気呼吸器等を着用すること。	
	手の保護具:	適切な保護手袋(不浸透性保護手袋)を着用すること。	
	眼、顔面の保護具:	適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)。	
	皮膚及び身体の保護具:	保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等の保護具を着用すること。	

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態、形状、色など:	緑灰色懸濁液体	
臭い:	アルコール臭	
融点/凝固点:	-114.5°C	(エタノールとしての推定値)
沸点又は初留点及び沸点範囲:	78.3°C	(エタノールとしての推定値)
可燃性:	可燃性液体	
爆発下限界及び爆発上限界 /可燃限界:	下限3.3 vol% 上限19 vol%	(エタノールとしての推定値)
引火点:	13°C (密閉式)	(エタノールとしての推定値)
自然発火点:	363°C	(エタノールとしての推定値)
分解温度:	データなし	
pH:	データなし	
動粘性率:	データなし	
溶解度:	データなし	
n-オクタノール/水分係数(log値):	データなし	
蒸気圧:	5.878 kPa (20°C)	(エタノールとしての推定値)
密度及び/又は相対密度:	1.1	
相対ガス密度(空気 = 1):	1.6	(エタノールとしての推定値)
粒子特性:	データなし	

## 10. 安定性及び反応性

反応性:	通常取扱条件においては安定。
化学的安定性:	通常取扱条件においては安定。
危険有害反応可能性:	強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 種々のプラスチック及び天然ゴムを侵す。
避けるべき条件:	高温、混触危険物質、プラスチック及び天然ゴム、火災やスパーク等の着火源となるもの。
混触危険物質:	酸化性物質(強酸化剤)
危険有害な分解生成物:	加熱分解、燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素等が発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性(経口):	エタノール: ラット LD <sub>50</sub> 6.2-15.0 g/kg bw DFGOT Vol.12(1999)
	n-プロピルアルコール: ラット LD <sub>50</sub> 2,200 mg/kg 環境省リスク評価(第6巻, 2008)
	酸化チタン: ラット LD <sub>50</sub> >20,000 mg/kg DFGOT(1991)
急性毒性(経皮):	エタノール: ウサギ LD <sub>50</sub> 20,000 mg/kg bw SIDS(2009)
	n-プロピルアルコール: ウサギ LD <sub>50</sub> 4,000 mg/kg PATTY(5th,2001)
	酸化チタン: ウサギ approxLD <sub>50</sub> >10,000 mg/kg IUCLID(2000)
	毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。
急性毒性(吸入:気体):	区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性(吸入:蒸気):	エタノール: ラット LC <sub>50</sub> 20,661 ppm/4h SIDS(2009)
	毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。
急性毒性(吸入:粉じん及びミスト):	酸化チタン: ラット TCL <sub>0</sub> >6.82 mg/L/4h IUCLID(2000)
	毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。
皮膚腐食性/刺激性:	n-プロピルアルコール: ウサギの皮膚を極めて軽度刺激したとの記述から、区分3の可能性があるが、ヒトの皮膚に適用した試験において12例中9例でerythemaが認められたとの記述から、区分2に該当する。 ジエタノールアミン: ウサギの皮膚に試験物質を希釈せず適用した試験において、皮膚刺激指数(PII)は2.6(/8)で軽度の刺激に相当したが、中等度の刺激性(moderate irritation)との評価結果であった(SIDS(2008))ことに加え、本物質のpHは0.1N水溶液で11(Merck 14th, 2006))であり、EU分類がXi; R38であることも考慮して区分2に該当する。 区分2に分類される成分が1.0%以上、10%未満含まれているため、区分3に該当する。しかし、対象国(日本)危険有害性区分補正処理により、区分3から区分に該当しないとした。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:	エタノール: ウサギを用いた試験(OECD TG405)において中等度の刺激性(moderate irritating)と評価され(SIDS(2009)、DFGOT Vol.12(1999))、適用後1~3日目に角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫が認められたが、7日以内に症状がほぼ回復している(ECETOC TR No.48(1998))ことから、区分2Bに該当する。

	<p>n-プロピルアルコール: ACGIH(2004)、PATTY(4th, 1994)のウサギの眼に適用した試験において重度の結膜炎、虹彩炎、角膜混濁及び潰瘍形成が認められたとの記述から、区分2に該当する。</p> <p>酸化チタン: ウサギを用いた試験で軽度の刺激性(mild irritaton)との結果(IUCLID(2000))より区分2Bに該当する。なお、適用5分後に洗浄した別の試験では刺激性なし(not irritating)の結果(IUCLID(2000))が得られている。</p> <p>ジエタノールアミン: ウサギの眼に試験物質0.1gを希釈せず適用した試験において、角膜、虹彩及び結膜に強い刺激性が観察され、眼刺激指数(最大値110でAOIに相当)は24時間から72時間までが50~56、96時間から168時間までが41~45であった(SIDS(2008))ことに加え、本物質のpHが0.1N水溶液で11(Merck 14th, 2006))であることを考慮して区分1に該当する。</p> <p>眼区分2及び2Bの成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2Aとした。</p>
呼吸器感作性:	有用な情報がなく分類できない。
皮膚感作性:	有用な情報がなく分類できない。
生殖細胞変異原性:	<p>エタノール: マウス及びラットを用いた経口投与による優性致死試験で陽性結果があるものの(SIDS(2009)、IARC(1988))、極めて高い用量での知見で再現性も認められず、標準的変異原性試験においても陰性であったことから、証拠の重みづけに基づき区分に該当する(Regulatory Toxicology and Pharmacology(55, 55-68)、2009)。</p> <p>酸化チタン: マウスの腹腔内投与による骨髄細胞小核試験及び染色体異常試験(いずれも体細胞in vivo変異原性試験)で陰性(NTPDB(2005))の記載より区分に該当しないとす。</p> <p>毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。</p>
発がん性:	<p>結晶質シリカ: IARC68(1997)は1、NTP RoC(11th, 2005)はK、産衛学会勧告(2005)は1に分類しており、区分1Aに該当する。</p> <p>ジエタノールアミン: IARCでグループ2Bに分類されている(IARC(2011))ことに基づき、区分2に該当する。なお、ラットを用いた103週間経皮投与試験で発がん性の証拠は見出されなかったが、マウスを用いた103週間経皮投与試験では、雌雄で肝細胞腫瘍の発生率の増加、雄で尿管腫瘍の発生率の増加が認められ、マウスでは明らかな発がん性の証拠が得られたと結論されている(NTP TR 478(1999))。</p>
生殖毒性:	<p>区分1Aに分類される成分が0.1%以上含まれているため、区分1Aとした。</p> <p>エタノール: 一定量以上の飲酒が流産の発生あるいは発生のリスクを有意に増加させることが報告されている(IARC vol.44(1987))。又、妊婦の習慣的な飲酒が胎児に発育抑制、小頭症、特徴的顔貌、精神障害等を起こす胎児性アルコール症候群が複数の報告で認められる(IARC vol.44(1987)、SIDS(2009)、DFGOT Vol.12(1999))。その他、妊婦がエタノールを大量摂取した場合に催奇形性と胎児毒性が強く示唆されるとの記述もある(SIDS、2009)。以上の疫学報告及び疫学研究の結果、ヒトに対するエタノールの生殖毒性を示す確かな証拠と考えられるので区分1Aに該当する。</p> <p>n-プロピルアルコール: ラットを用い、雄は6週間吸入ばく露後に非ばく露の雌と交配、雌は妊娠1日目~9日目に吸入ばく露を行った試験において、母動物の体重増加抑制や摂餌量の減少等一般毒性の発現用量で、雄の生殖能低下(ACGIH(2007))、吸収胚の顕著な増加(環境省リスク評価(第6巻、2008)、PATTY(5th, 2001))が報告されていることから区分2に該当する。</p> <p>ジエタノールアミン: ラットの妊娠6~19日に経口投与による発生毒性試験において、125又は200 mg/kg以上の用量で、体重増加抑制、摂餌量の低下、腎臓重量の増加等母動物の一般毒性が見られた用量で、生殖に対する影響として、着床後死亡率の増加及び出生後早期死亡の増加が報告されている(NTP TER 96001(1999))ことから、区分2に該当する。</p>
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	<p>区分1Aに分類される成分が0.3%以上含まれているため、区分1Aとした。</p> <p>エタノール: ヒトに吸入ばく露した試験で、昏迷、傾眠、軽度の麻痺が観察されている(ACGIH, 2001)。ヒトでの昏迷、傾眠等の症状に加え、ラット、マウス及びモルモットに吸入ばく露した試験における麻酔、傾眠、運動失調等の症状の記載(SIDS、2009/DFGOT(Vol.12)、1999)に基づき区分3(麻酔作用)に該当する。一方、ヒトに試験物質蒸気の吸入ばく露は低濃度でも眼と上気道に刺激性があるとの記述(ACGIH, 2001)、ヒトに吸入ばく露した試験で、咳及び眼と鼻腔に疼きを感じたとの報告(Patty(5th, 2001))、更に非耐性の被験者の吸入ばく露試験では鼻刺激感が報告されている(Patty(5th, 2001))ことから区分3(気道刺激性)に該当する。</p>

n-プロピルアルコール：マウスで吸入ばく露により深い麻酔を起こしたとの報告(EHC102(1990)、PATTY(5th, 2001))があり、ウサギで経口投与による麻酔作用のED<sub>50</sub>値は1,440 mg/kgbwとの記載(EHC102(1990))もあり、区分3(麻酔作用)に該当する。又、ヒトにおける刺激性(目及び鼻)を示す閾値は4,000~16,000 ppmとされていることから区分3(気道刺激性)に該当する。

結晶質シリカ：反復暴露に比べるとデータが大幅に少ないが、ヒトにおいて短期暴露でも吸入濃度が高い場合は呼吸器系に影響を及ぼすとの記述がIARC68(1997)、SITTIG(4th, 2002)、DHP(13th, 2002)にある。IARC68(1997)はPriority 1文書であるため、区分1(呼吸器系)に該当する。

区分1(呼吸器系)に分類される成分が1.0%以上、10%未満含まれているため、区分2(呼吸器系)とした。

区分3(気道刺激性、麻酔作用)に分類される成分が20%以上含まれているため、区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。

区分3(気道刺激性)を区分2(呼吸器系)に統合した。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：

エタノール：ヒトのアルコールの長期大量摂取は殆ど全ての器官に悪影響を及ぼすが、最も強い影響を与える標的器官は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する(DFGOT(1996))との記載に基づき区分1(肝臓)に該当する。又、アルコール摂取により重度の身体的依存症となった患者は、振戦、痙攣、譫妄の禁断症状に加え、しばしば嘔気、脱力、不安、発汗を伴い、アルコールを得るための意図的行動、及び反射亢進が顕著となると述べられている(HSDB(2003))ことから、区分2(中枢神経系)に該当する。

結晶質シリカ：Priority 1文書のCICAD24(2000)、IARC68(1997)、DFGOT vol.14(2000)、ACGIH-TLV(2005)に、ヒトにおいて呼吸器系、腎臓に影響を及ぼすとの記述があり、区分1(呼吸器系、腎臓)に該当する。

区分1(肝臓)に分類される成分が10%以上含まれているため、区分1(肝臓)とした。

区分1(呼吸器系、腎臓)に分類される成分が1.0%以上、10%未満含まれているため、区分2(呼吸器系、腎臓)とした。

区分2(中枢神経系)に分類される成分が10%以上含まれているため、区分2(中枢神経系)とした。

誤えん有害性：

有用な情報がなく分類できない。

## 12. 環境影響情報

生態毒性：

水生環境有害性 短期(急性)

エタノール：魚類(ファットヘッドミノ)での96時間LC<sub>50</sub>>100 mg/L(SIDS, 2005)、甲殻類(ネコゼミジンコ)での48時間LC<sub>50</sub>=5,012 mg/L(SIDS, 2005)、藻類(クロレラ)での96時間EC<sub>50</sub>=1,000 mg/L(SIDS, 2005)であることから、区分に該当しないとする。

毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。

水生環境有害性 長期(慢性)

エタノール：急性毒性区分外であり、難水溶性ではない(水溶解度=1,000,000 mg/L)(PHYSPROP Database, 2009)ことから、区分に該当しないとする。

毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。

残留性・分解性：

データなし

生体蓄積性：

データなし

土壌中の移動性：

データなし

オゾン層への有害性：

有用な情報がなく分類できない。

## 13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報：

- ・ 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。
- ・ 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・ 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- ・ 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・ 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上輸送:	IMOの規制に従う。
航空輸送:	ICAO/IATAの規制に従う。
UN No.(国連番号):	1170
Proper Shipping Name(品名):	Ethanol solution (エタノール溶液)
Class(国連分類):	3
Packing Group(容器等級):	II
輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策:	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。
国内規制がある場合の規制情報:	
陸上輸送:	消防法等、該当法に定められた運送方法に従う。
海上輸送:	船舶安全法等、該当法に定められた運送方法に従う。
航空輸送:	航空法等、該当法に定められた運送方法に従う。
緊急時応急措置指針番号:	127 引火性液体(水可溶)

## 15. 適用法令

労働安全衛生法:	表示対象物質: エタノール、クロム及びその化合物、酸化チタン(IV)、酸化鉄、結晶質シリカ、プロピルアルコール (法第57条、施行令第18条第1号別表第9) 通知対象物質: エタノール、クロム及びその化合物、酸化チタン(IV)、酸化鉄、ジエタノールアミン、結晶質シリカ、プロピルアルコール (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 危険物: 引火性の物(施行令 別表第1) 有機溶剤中毒予防規則: 非該当 特定化学物質障害予防規則: 非該当
消防法:	危険物 第4類 アルコール類 危険等級II
毒物及び劇物取締法:	非該当
化学物質排出把握管理促進法: (PRTR法)	第1種指定化学物質(クロム及び三価クロム化合物)
船舶安全法:	引火性液体類 (危険物船舶運送及び貯蔵規則 第3条 告示別表第1)
航空法:	引火性液体 (航空法施行規則 第194条 告示別表第1)

## 16. その他の情報

### 参考文献等:

- 1) 独立行政法人 製品評価技術機構(NITE) GHS分類結果
- 2) JIS Z 7252:2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
- 3) JIS Z 7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- 4) 許容濃度の勧告(2021)、日本産業衛生学会
- 5) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices、ACGIH(2021)
- 6) 株タセト 社内資料(原材料SDS)

## 記載内容の取扱い

本データシートは、製品の安全性に関する要求事項を記載しています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者へ提供するものです。取扱事業者は、この情報に基づいて、自らの責任において、適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保障するものではなく、本データシートには記載されていない、当社が知見を有さない危険性及び有害性のある可能性があります。